

新型コロナウイルス感染症対策について(令和2年9月定例会)

令和2年9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、令和2年2月定例会以降の取り組みをもとに、次のとおり行うもの。

1 取り組みを継続するもの

(1) 委員会室、会派控室、事務室等の適切な換気等

(2) 手指衛生の徹底

(3) 議場、委員会室等におけるマスク等(※)の着用

※ マウスシールド等、飛沫の拡散を防止するものであれば、マスクに限らず、着用を可とする。(以下同様)
(令和2年7月17日議会運営委員会確認)

(4) 体温の計測及び発熱者の入庁制限

(5) 市歌の斉唱の中止

(6) 第2質問以降の発言者席(以下、発言者席)の設置

(7) 演壇及び説明員席へのつい立の設置

※ 発言者席ではマスク等を義務化すること等に伴い、
発言者席のつい立は撤去する。

(8) 議場への飲料水の持ち込み

(9) 委員会における着席場所の変更

(10) 委員会における執行部説明員を原則課長以上とする

※ 風邪や発熱がある場合の登庁自粛及び感染した場合(疑いがある場合も含む)の連絡等は、会期中であるか否かを問わず継続する。

2 取り組みを変更するもの

【変更前】議場・委員会室等における傍聴自粛を求める

【変更後】自粛の要請を解除する。

ただし、感染防止対策は継続する。

＜具体的対策＞

- ・マスク等の着用及び体温の計測
- ・手指消毒
- ・着席間隔をあけての傍聴

※傍聴者数を定員 137 人のところを 60 人程度とする。

3 新たに取り組むもの

（１）発言者席におけるマスク等の着用

- ・発言者席での発言は、マスク等を着用したまま行う

（２）演壇におけるアルコール消毒の実施

- ・事務局が演壇のアルコール消毒を行う

（（１）（２）ともに令和２年６月１６日議会運営委員会確認）